

令和7年2月7日付け県公報第593号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年9月5日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 測量機関  
株式会社ビルド21
- 2 作業の種類  
公共測量（基準点測量、出来形確認測量）
- 3 作業期間  
変更前 令和7年2月3日から令和7年7月18日まで  
変更後 令和7年2月3日から令和8年7月18日まで
- 4 作業地域  
磐田市見付の一部